

消防法施行令に基づく消防長の指定

昭和50年10月1日消本告示第1号

改正 平成25年3月21日消本告示第1号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条第1項第3号及び第36条第2項第2号の規定に基づき、防火対象物を次のとおり指定する。

（消防機関の検査を受けなければならない防火対象物）

消防法施行令（以下「令」という。）第35条第1項第3号の消防長が指定する防火対象物は、次のとおりとする。

- (1) 令別表第1 (13)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のもの。
- (2) 令別表第1 (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物で、延面積が500平方メートル以上のもの。
- (3) 令別表第1 (11)項、(15)項及び(16)項口に掲げる防火対象物で、延面積が1,000平方メートル以上のもの。

（消防設備士等に点検させなければならない防火対象物）

- 1 令第36条第2項第2号の消防長が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延面積が1,000平方メートル以上のもの。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日消本告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。